下関市立大学研究機構規程

令和６年２月28日

規　程　第　６　号

改正　令和６年３月27日規程第16号
令和７年２月26日規程第３号
令和８年３月26日規程第７号
令和８年７月29日規程第14号
令和８年９月29日規程第16号

（趣旨）

第１条　この規程は、下関市立大学研究機構（以下「機構」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　機構は、世界的水準の研究を推進することを目指し、研究の活性化及び研究支援の充実・強化を図り、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

（業務）

第３条　機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 地域、社会の課題に関する多様な学問分野の研究及び発信に関すること。

(2) 本学における研究の支援及び推進に関すること。

(3) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第４条　機構に、機構長その他必要な職員を置く。

２　機構長は、機構を統括する。

（室の設置）

第５条　機構に次の組織を置く。

(1) ＵＲＡ室

(2) 大学発ベンチャー推進支援室

（ＵＲＡ室の業務）

第６条　前条第１号に規定するＵＲＡ室は、次に掲げる業務を行う。

(1) 国内外の競争的資金に係る情報収集、分析及び申請支援に関すること。

(2) 国内外の研究機関等との連携の企画、提案及び調整に関すること。

(3) 研究プロジェクトの立案支援に向けた研究推進体制の検討及び提案に関すること。

(4) 研究プロジェクトに関わるイベント開催支援に関すること。

(5) 研究広報の企画、提案及び調整に関すること。

(6) 研究・産学連携に係るリスクマネジメント及び倫理コンプライアンス等の学内啓発に関すること。

(7) 知的財産の管理及び活用に関すること。

(8) その他ＵＲＡ室に関する必要な事項に関すること。

（ＵＲＡ室の組織）

第７条　ＵＲＡ室に、ＵＲＡ室長その他必要な職員を置く。

（支援室の業務）

第８条　第５条第２号に規定する大学発ベンチャー推進支援室（以下「支援室」という。）は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学発ベンチャーの育成及び支援に関すること。

(2) 企業に関する相談対応に関すること。

(3) 企業に関するイベントの企画及び開催に関すること。

(4) その他大学発ベンチャーの推進に関し、学長が必要と認める業務に関すること。

（支援室の組織）

第９条　支援室に、大学発ベンチャー推進支援室長その他必要な職員を置く。

（庶務）

第１０条　機構に関する庶務は、総務部研究・地域連携課において処理する。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

２　下関市立大学都市みらい創造戦略機構規程（令和２年規程第６６号）は、廃止する。

附　則（令和 6 年 3 月 27 日規程第 16 号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条及び第２条の規定は、令和６年３月２７日から施行する。

附　則（令和 7 年 2 月 26 日規程第 3 号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和 8 年 3 月 26 日規程第 7 号）抄

１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和 8 年 7 月 29 日規程第 14 号）

この規程は、令和８年８月１日から施行する。

附　則（令和 8 年 9 月 29 日規程第 16 号）

この規程は、令和８年９月２９日から施行する。